

北九州市インターンシップ実施要綱

(要綱の目的)

第1条 本要綱は、北九州市（以下「市」という。）が実施するインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、高校、専門学校、短期大学、大学及び大学院等の学生（以下「学生」という。）に対して公務に関する就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上、人材育成及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

2 前項に定める就業体験とは、仕事の実際を知ることや職業観の育成等のため、公務への従事、課題の解決等を体験することをいい、例えば、職員の基幹的・補助的業務の一部を経験することをいう。

(対象者)

第3条 対象者は、市と協定を締結した教育機関（以下「教育機関」という。）に属し、教育機関からの推薦があった学生とする。

2 協定が締結されていない教育機関から学生の推薦があった場合、市は学生を受入れる前までに教育機関との間で協定を締結するものとする。

(実習期間及び受入時期)

第4条 インターンシップは、第2条に定める就業体験を伴うことを必要とし、1か月を上限として、原則、可能な限り連続した5日間以上の実習期間を設けるよう努めるものとする。

2 実施時期については、年度末までの市が別に定める期間において実施することとする。

(受入手続)

第5条 インターンシップの募集にあたっては、市が申込窓口及び申込期限を定め、市のホームページ等により告知するものとする。

2 教育機関は、その教育の一環としてインターンシップへの学生の派遣を希望するときは、市が指定する方法により必要書類を提出するものとする。

3 市は、インターンシップの申込があったときは、受入れの可否を教育機関に通知する。

(内容)

第6条 インターンシップの受入れを認めた学生（以下「実習生」という。）、実習期間、受入時期及び受入担当部署については、市内部で協議のうえ、その都度別に定める。

2 実習内容は、市の業務に関するものとする。

3 実習生の実習時間は、原則として受入担当部署における勤務時間に準ずるものとする。

(経費等)

第7条 実習生の受入れに要する経費は無償とする。

2 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費その他一切の費用を支給しない。

(実習生の身分)

第8条 実習生は、教育機関の学生としての身分を保有したまま受け入れるものとし、市職員としての身分は有しない。

(実習専念及び法令遵守義務)

第9条 実習生は、実習期間中、実習に専念しなければならない。

2 実習生は、関係法令及び規則等を遵守し、実習の実施に必要な市の指示に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第10条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

2 実習生は、実習期間中、市民に不快な感じを与えることのない服装と身だしなみで実習を受けなければならない。

(秘密保持の義務)

第11条 実習生は、実習期間中及び実習期間終了後、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

(実習中における事故責任等)

第12条 教育機関は実習に先立ち、実習生に対し、実習期間中の事故等に備えて、災害補償保険及び賠償責任保険（以下「学生保険等」という。）の両方に加入させるものとする。

2 実習中の事故により実習生が傷害を負った場合は、実習生の加入する学生保険等により補償する。保険の利用等に関する必要な手続は、教育機関が行うものとする。教育機関及び実習生は、当該保険の保険金の範囲内で甲に対する求償権を放棄する。

3 実習生が市又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は実習生が加入する学生保険等により補償する。この場合において、必要な補償が学生保険等による補償の範囲を超えるときは、その超える部分については当該実習生が責任を負うものとし、実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(災害補償等)

第13条 実習生の市における実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、市はその責任を負わない。

(実習生の提出書類)

第14条 実習生は、本要綱の規定を遵守することを誓約するため、市が定める誓約書を実習の前までに提出しなければならない。

2 実習生は、市からインターンシップの感想や提言等について求めがあったときは、市が定める様式にて、実習期間終了後速やかに提出しなければならない。

(実習の中止又は変更)

第 15 条 市は、実習生が本要綱の規定に違反する行為を行ったとき又は信義に反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨通知するものとする。

2 市は、台風等の天候不順や天災等の発生、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等により実習の運営に危険が及ぶおそれがあると判断したとき又は防災対応等のため公務遂行上緊急を要すると判断したときは、実習生の実習を中止又は変更することができる。

3 市は、第 1 項又は前項により実習を中止又は変更した場合、速やかに教育機関及び実習生にその旨通知するものとする。

(重要事項の通知)

第 16 条 教育機関は、実習生に関する身分、その他重要な事項について変更があった場合、速やかに市に通知するものとする。

(実習の証明)

第 17 条 教育機関が、実習生の実習内容等について証明を求めたときは、市はこれを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第 18 条 本要綱に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附 則 (令和 2 年 3 月 1 日北九総職第 139 号)

(所 管)

本要綱の所管は、市の総務局職員研修所とする。

(施行期日)

本要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日北九総人人第 139 号)

(所 管)

本要綱の所管は、市の総務局人事部人事課とする。

(施行期日)

本要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 1 日北九総人人第 1006 号)

(施行期日)

本要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日北九総人人第 2716 号)

(所 管)

本要綱の所管は、市の総務市民局人事部人事課とする。

(施行期日)

本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。